

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本委託契約は、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、未履行业務に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。

- 2 本委託業務における賃金水準は、次のものをいう。

静岡県最低賃金（以下「最低賃金」という。）

労務単価（該当労務単価：_____）

- 3 本契約書の変更金額は、本契約締結時に受託者から提出された契約金額内訳書（別紙4）における直接人件費により算出する。

※変動前の賃金水準をもとにした「契約金額内訳書における直接人件費（未履行分）」に「賃金水準変動率（変動後と変動前の賃金水準の差額を変動前の賃金水準で除したもの）」を乗じた額の範囲内で「変動額」を決定し、「変動額」から「請求者負担分（契約金額のうち未履行分に1.0%を乗じた額）」を控除した金額を「スライド額」とする。

ただし、「請求者負担分」が「変動額」を上回った場合、「スライド額」は0円とする。

- 4 本契約書の変更金額にかかる協議は、次のとおり行うものとする。

原則として、残履行期間全てを協議対象とする。

ただし、債務負担行為案件のうち残履行期間が複数年度に及ぶ場合には、残履行期間のうち初年度分に限り協議対象とし、次年度以降の履行期間分については、該当年度に再度協議とする。なお、この場合に限り、再度協議を行う基準日を該当年度の4月1日とすることができるものとする。